

利用約款

吉川カントリー倶楽部

(約款の適用)

第1条 当ゴルフ場を利用される方(会員、非会員を問わず)は、当倶楽部規約、倶楽部細則によるほか、本利用約款に従ってご利用頂きます。

(利用約款の成立)

第2条 当ゴルフ場をご利用しようとする方は、当日フロントにおいて所定の署名簿に署名して下さい。それにより当倶楽部は、利用約款に基づき署名者の施設利用をお引受けすることになります。自家用車運転手の方は、所定の運転手控室をご利用いただきクラブハウスへの入場等をご遠慮頂きます。

(利用の申込み、違約金等)

第3条 当ゴルフ場ご利用の申込み及び違約金の取扱いについては、当ゴルフ場の定めるところに従って頂きます。

(利用の拒絶)

第4条 当ゴルフ場は、次の場合には施設の利用並びに利用の継続をお断りすることがあります。

1. 満員でスタート時間に余裕がないとき。
2. 非会員については、会員の同伴又は紹介がないとき。
3. 天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
4. 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなす恐れがあると認められるとき。
5. 利用者が暴力団関係者であるとき、又暴力団関係者であることを偽り、その旨が判明したとき。
6. 入れ墨をした方の浴場の利用。
7. その他本約款に違反した場合、並びに当ゴルフ場の施設を利用されるのに好ましくない事由があるとき。

(開場時間・休場日)

第5条 当ゴルフ場の各施設の開場時間と休場日は、当ゴルフ場の定めるところによります。但し、臨時的に変更することがあります。

(金銭・その他貴重品)

第6条 金銭その他高価品については当ゴルフ場所定の貴重品ロッカー使用方法に従ってお預け下さい。尚、貴重品ロッカーに収容できない場合は、フロントへお預け下さい。お預けいただかない限り、ロッカー、浴室、コース等で盗難や紛失事故があっても、当ゴルフ場の責に帰すべき事由によらない損害については、賠償責任を負いません。フロントでお預かりした品は預り証と引換えに お返しいたします。預り証を紛失した場合は直ちに届出て下さい。尚、届出前に第三者によりすでに預り証によりお預り品を引換えした場合は、当ゴルフ場の責に帰すべき事由によらない損害については、賠償責任を負いません。

(携帯品・自動車)

第7条 携帯品や駐車場の自動車及び車内物品の盗難・毀損については、当ゴルフ場の責に帰すべき事由によらない損害については、損害賠償責任を負いません。

(ロッカー)

第8条 ロッカーの鍵は当ゴルフ場においてはお預りいたしません。鍵の紛失については、保証金として実費承ります。

(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第9条 ゴルフは危険が伴う場合がありますので、プレーヤーにはエチケット・マナーが要求され、自己の責任においてプレーすることとなっております。キャディはプレーヤーのアドバイザーではありますが、そのアドバイスの如何にかかわらず、プレーヤーは自己の責任でプレーすることとなっております。従って、プレー中におきた事故については当事者間の責任となります。プレーヤーはエチケット・マナーを厳格に守ってください。

(電磁誘導式乗用カートのご使用)

第10条 当ゴルフ場が電磁誘導式乗用カートによるコースであることを認識し、当ゴルフ場の従業員の指示に従っていただきます。万一、電磁誘導式乗用カートによる事故が発生した場合でも、カートの故障による事故以外当ゴルフ場の責に帰すべき事由によらない損害については、損害賠償責任を負いません。尚、故障のおそれがある場合は直ちに係員に申し出下さい。

(飛距離の確認)

第11条 先行組に対しては、後続組の打者は、自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないようにして下さい。

(フォア・キャディの合図)

第12条 フォア・キャディの合図は、先行組が通常の飛距離外に前進したと判断されるときは合図ですが、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断し安全確認の上打球して下さい。

(隣接ホールへの打ち込み)

第13条 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも十分気をつけて打球して下さい。

(打者の前に出ないこと)

第14条 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないで下さい。

(ホールアウト後の退去)

第15条 ホールアウトした場合は、速やかにグリーンを離れ、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

(雷鳴があった場合)

第16条 雷鳴のあった場合、当ゴルフ場もしくはゴルフ場従業員の指示の有無に拘らずに自己の判断にて直ちにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。

(火気使用の禁止)

第17条 コース内やクラブハウス内の火気使用は特定場所以外は禁止します。マッチの燃えがら、煙草の吸いがらは、必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

(違背の場合の責任)

第18条 利用者がこの利用約款に違背し、第三者に損害等の事故を発生させた場合、及び自ら傷害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場の責に帰すべき事由によらない損害については、損害賠償責任を負いません。

(プレー終了後のクラブ確認)

第19条 利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し、間違えないか慎重に確認して下さい。確認後は、クラブの不足、瑕疵等について当ゴルフ場の責に帰すべき事由によらない損害については、損害賠償責任を負いません。

(施設に損害を与えた場合)

第20条 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設・従業員及び備品等に損害を与えた場合は、その損害額を支払って頂きます。

(施設内への持込品)

第21条 施設内に下記のものを持ち込むことをお断り致します。

1. 動物、鳥類等のペット類。
2. 著しく悪臭、噴煙を放つもの。
3. 銃砲刀剣類。
4. 発火、爆発の恐れのあるもの。
5. 騒音を発するもの。
6. 飲食物の持ち込み。

(行為の禁止)

第22条 施設内で下記の行為はお断り致します。

1. 賭博その他風紀を乱す行為
2. 当ゴルフ場の許可のない物品販売、宣伝広告等の行為。
3. 利用者以外のコース内及び施設内の立入りの行為。

4. 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為。

(服装について)

第23条 クラブハウス内では、夏季（別に定める期間）を除き、上着（一般的なスーツ・ブレザー）の着用をお願いします。ご婦人の場合も、品位を保つにたる常識的配慮をお願いいたします。

以 上

2003年4月1日制定
2017年8月1日改訂